

15 総合第 1316 号
平成 15 年 6 月 30 日
農 林 水 産 省
一部改正 平成 18 年 7 月 31 日
最終改正 平成 25 年 3 月 11 日

関税割当申請書等の記載要領について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、関税割当申請書等の記載の方法及び内容その他記入に関する事項について下記のとおり定め、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

なお、平成 14 年 4 月 1 日付け 13 総合第 5010 号は廃止する。

記

1. 関税割当申請書（省令別記様式第 1）

- (1) 関税割当申請書については、「受付番号」及び「受付年月日」の欄を除いて申請者が記入するものとする。
- (2) 記名押印又は署名の当事者は、申請者が個人の場合にあっては本人、法人又は団体の場合にあっては代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限るものとする。
- (3) 「資格」の欄には、申請時点において効力を有する関税割当公表（以下「公表」という。）の「関税割当申請者の資格」に掲げる資格要件が複数ある場合に限り、該当する資格要件に係る番号を記入するものとする。
- (4) 申請の明細中「実績」の欄には、次のとおり記入するものとする。
 - ア 当該年度における申請にあっては前年度における使用及び輸入の実績
 - イ 当該年度上期における申請にあっては前年度下期、当該年度下期における申請にあっては当該年度上期における使用及び輸入の実績
 - ウ ただし、当該年度、当該年度上期及び下期の期中における 2 回目以降の申請にあっては、直前に割当てを受けた月から申請前月までの使用及び輸入の実績
- (5) 申請の明細中「主な使用の計画」の欄には、次のとおり記入するものとする。
 - ア 当該年度における申請にあっては当該年度における主な使用の目的（用途）及び計画数量
 - イ 当該年度上期における申請にあっては当該年度上期、当該年度下期における申請にあっては当該年度下期における主な使用の目的（用途）及び計画数量
 - ウ 当該年度、当該年度上期及び下期の期中における 2 回目以降の申請にあっては、当該期中全体の主な使用の目的（用途）及び計画数量
- (6) 申請の明細中「備考」の欄には、必要に応じて銘柄その他申請に関し必要な事項を記入するものとする。

2. 関税割当証明書（省令別記様式第2）

- (1) 関税割当証明書（以下「証明書」という。）表面については、(2) から (5) までにより大臣官房国際部国際経済課（必要に応じて割当対象物品の所管課）が、証明書裏面の通関状況については、「許可年月日及び税関押印」の欄を除いて申請者が記入するものとする。
- (2) 「証明書番号」の欄には、関税率表番号 — 公表番号 — 証明書発給順一連番号の順に記入するものとする。

ただし、脱脂粉乳、無糖れん乳、バター及びバターオイル、雑豆、でん粉等、落花生並びにこんにゃく芋のうち、沖縄県の区域内に割り当てる分については、関税率表番号 — 公表番号 — 沖 — 証明書発給順一連番号の順とする。
- (3) 証明の内容中「数量及び単位」の欄には、割り当てる数量の数字の前に※印を付し、数字の末尾に単位記号を付するものとする。この場合、※印と数量、及び数量と単位の間には空白をあけないように注意するものとする。
- (4) 証明の内容中「その他の事項」の欄には、証明書の有効期間の延長その他割当てに関し必要な事項を記入するものとする。
- (5) 3. から 5. までに規定する申請書の提出を受けて証明書を再交付するときは、「証明書番号」の欄には、再交付前の証明書の番号の末尾に枝番号を付した番号を、証明の内容中「数量及び単位」の欄には、当初の割当数量から再交付申請時までに当該割当てにより輸入された数量を差し引いた数量（以下「残存数量」という。）の範囲内で申請者が割当てを希望する数量を記入するものとする。

3. 証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第3）

- (1) 証明書有効期間延長申請書については、「申請の明細」を除いて関税割当申請書と同様の要領により記入するものとする。
- (2) 申請の明細中「証明書番号」の欄には、延長しようとする証明書の番号を記入するものとする。
- (3) 申請の明細中「延長年月日」の欄には、延長前の証明書に記載された期間満了日の翌日から概ね30日以内の期間で延長を希望する年月日を記入するものとする。
- (4) 申請にあつては、交付済みの証明書を提出するものとする。

4. 証明書分割申請書（省令別記様式第4）

- (1) 証明書分割申請書については、「申請の明細」を除いて関税割当申請書と同様の要領により記入するものとする。
- (2) 申請の明細中「証明書番号」の欄には、分割しようとする証明書の番号を記入するものとする。
- (3) 申請の明細中「割当数量の分割の内容」の欄には、希望する分割数に応じて、それぞれ数量を記入するものとする。
- (4) 交付済みの証明書の分割申請にあつては、交付済みの証明書を提出するものとする。

5. 証明書再交付申請

- (1) 証明書の記載事項（名義及び数量）の変更その他の事由による証明書の再交付の申請は、関税

割当申請書（省令別記様式第1）により行うものとする。この場合において、申請の明細中「数量及び単位」の欄には、残存数量の範囲内で割当てを希望する数量を記入するものとする。

- (2) 申請にあっては、交付済みの証明書、再交付理由書（様式任意）を提出するものとし、名義変更の場合にあっては変更を証する書類（登記事項証明書の原本、株主総会議事録の写し等）も併せて提出するものとする。

6. 関税割当証明書内容変更届出書（記載要領様式第1）

- (1) 証明書の記載事項（割当てを受けた者の住所及び電話番号）に変更がある場合は、関税割当証明書内容変更届出書により行うものとし、届出書は1部（割当数量を分割した場合は利用しようとする証明書の数に応じた部数）とする。
- (2) 届出書は、「届出の明細」を除いて関税割当申請書（この場合において、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。）と同様の要領により記入するものとする。
- (3) 届出の明細中「証明書の番号」の欄には、内容変更の届出をしようとする証明書の証明書番号を記入するものとする。
- (4) 届出にあっては、交付済みの証明書及び変更を証する書類（割当てを受けた者の住所の変更の場合は登記事項証明書の原本、株主総会議事録の写し等）を提出するものとする。

7. その他

- (1) 証明書の記入は、パソコン若しくはワープロのプリンター及びタイプライターによる印書又はゴム印の押印により誤りなく鮮明に記載し、ペン書きをしないものとする。
- (2) 単位記号については、「計量単位規則」に定めるところに従い、次の例によるものとする。

(例) 1. キログラム = kg 2. トン = t
3. 立方メートル = m³ 4. キロリットル = kl